

○厚生労働省告示第百六十号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十八条の三第二項第二号ロ及び第三号イ(2)の規定に基づき、雇用保険法施行規則第百十八条の三第二項第二号ロ及び第三号イ(2)に規定する厚生労働大臣が定める研修（平成二十七年厚生労働省告示第二百四十八号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後

第二条 訪問型職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

(略)	特定非営利活動法人大 阪障害者雇 用支援ネッ トワーク	特定非営利 活動法人ジ ョブコーチ ・ネットワ ーク	埼玉県久喜 市久喜中央 二丁目四番 十八号	研修を実施 する期間	J C N E T ジョブコ ーチ養成研 修(訪問型 職場適応援 助者養成研 修)
(略)	訪問型職場 適応援助者 養成研修	平成二十七 年四月一日 から平成三 十三年三月 三十一日ま で	大阪府大阪 市中央区北 浜東三丁目 十四番地	研修を実施 する期間	J C N E T ジョブコ ーチ養成研 修(訪問型 職場適応援 助者養成研 修)
(略)	訪問型職場 適応援助者 養成研修	平成二十七 年四月一日 から平成三 十三年三月 三十一日ま で	大阪府大阪 市中央区北 浜東三丁目 十四番地	研修を実施 する期間	J C N E T ジョブコ ーチ養成研 修(訪問型 職場適応援 助者養成研 修)

改正前

第二条 訪問型職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

(略)	特定非営利活動法人大 阪障害者雇 用支援ネッ トワーク	特定非営利 活動法人ジ ョブコーチ ・ネットワ ーク	東京都町田 市能ヶ谷一 丁目十四 八コスモス 二〇二	研修を実施 する期間	J C N E T ジョブコ ーチ養成研 修(第1号)
(略)	第1号職場 適応援助者 (ジョブ・ メイト)養 成研修	平成二十七 年四月一日 から平成三 十年三月三 十一日まで	大阪府大阪 市中央区北 浜東三丁目 十四番地	研修を実施 する期間	J C N E T ジョブコ ーチ養成研 修(第1号)
(略)	第1号職場 適応援助者 (ジョブ・ メイト)養 成研修	平成二十七 年四月一日 から平成三 十年三月三 十一日まで	大阪府大阪 市中央区北 浜東三丁目 十四番地	研修を実施 する期間	J C N E T ジョブコ ーチ養成研 修(第1号)

(傍線部分は改正部分)

第三条 企業が在籍型職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

(略)	特定非営利活動法人大 阪障害者雇 用支援ネッ トワーク	特定非営利 活動法人ジ ョブコーチ ・ネットワ ーク	研修機関		研修を実施す る期間	研修
			名称	所在地		
(略)	十四番地	十八号	埼玉県久喜 市久喜中央 二丁目四番	大阪府大阪 市中央区北 浜東三丁目 十四番地	平成二十七 年四月一日 から平成三 十三年三月 三十一日ま で	J C N E T ジ ヨ ブ コ ー チ 養 成 研 修 (企 業 在 籍 型 職 場 適 応 援 助 者 養 成 研 修)
(略)	三十一日ま で	三十一日ま で	平成二十七 年四月一日 から平成三 十三年三月 三十一日ま で	平成二十七 年四月一日 から平成三 十三年三月 三十一日ま で	企業 在籍型 職場適 応援助 者養成 研修	企業 在籍型 職場適 応援助 者養成 研修

第三条 企業が在籍型職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

(略)	特定非営利活動法人大 阪障害者雇 用支援ネッ トワーク	特定非営利 活動法人ジ ョブコーチ ・ネットワ ーク	研修期間		研修を実施 する期間	研修
			名称	所在地		
(略)	十四番地	二〇二一	東京都町田 市能ヶ谷一 丁目十四 八コスモス 二〇二一	大阪府大阪 市中央区北 浜東三丁目 十四番地	平成二十七 年四月一日 から平成三 十年三月三 十一日まで	J C N E T ジ ヨ ブ コ ー チ 養 成 研 修 (第 2 号 職 場 適 応 援 助 者 養 成 研 修)
(略)	三十一日ま で	三十一日ま で	平成二十七 年四月一日 から平成三 十年三月三 十一日まで	平成二十七 年四月一日 から平成三 十年三月三 十一日まで	第2号職場 適応援助者 (ジョブ・ コンダクタ ー) 養成研 修	第2号職場 適応援助者 (ジョブ・ コンダクタ ー) 養成研 修